

【目次】

3	1. 序文	• • • • • P3
4		
5	2. 指定半島地域の振興の意義及び方向	• • • • • P3
6	(1) 指定半島地域の振興の意義	
7	(2) 指定半島地域の振興の方向	
8	①基本的な方向	
9	(ア) 自立的発展の促進	
10	(イ) 地域住民の生活の向上	
11	(ウ) 定住の促進等	
12	(エ) 半島防災	
13	(オ) 国土の均衡ある発展	
14	(カ) 地方創生	
15	②指定半島地域における創意工夫を生かした主体的な取組	
16	③多様な主体による地域づくり	
17	④圏域の考慮	
18	(3) 国及び都道府県の責務	
19	①国の責務	
20	②都道府県の責務	
21		
22	3. 国の支援の基本的考え方	• • • • • P8
23	(1) 国による財政支援、情報提供等	
24	(2) 産業振興促進計画	
25		
26	4. 法第4条に規定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項	• • • • • P8
27		
28	(1) 基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施設の整備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保に関する基本的な事項	
29	①交通施設の整備	
30	②通信施設の整備等	
31	(2) 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項	
32	①農林水産業の振興及びその競争力の強化	
33	②地域資源等の活用による産業振興等	
34	③観光の開発に関する基本的な事項	
35	(3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項	
36		
37		
38		

1 項

- 2 (4) 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項
- 3 (5) 生活環境の整備に関する基本的な事項
- 4 (6) 医療の確保等に関する基本的な事項
- 5 (7) 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項
- 6 (8) 高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
- 7 (9) 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 8 ①教育の振興
 - 9 ②文化の振興
- 10 (10) 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項
- 11 (11) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項
- 12 (12) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 13 (13) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力に関する基本的な事項
- 14 (14) 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のための施策に関する基本的な事項
- 15 (15) 前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的な事項
 - 16 ①感染症が発生した場合等における住民生活の安定等
 - 17 ②生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

22 5. その他の事項

23 P18

- 24 (1) 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項
- (2) 協議会

1 半島振興基本方針（案）

2 1. 序文

3 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）に基づく半島振興対策実施地域（以
4 下「指定半島地域」という。）は 23 地域が指定されており、22 道府県、194 市町村に及ぶその面
5 積は 41,917 平方キロメートル（全国都道府県市町村別面積調べ（令和 2 年 10 月 1 日時点））、人
6 口は約 377 万人（令和 2 年国勢調査）である。これらの指定半島地域は、国土の保全、自然環境及
7 び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との
8 触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重
9 要な役割を担っている。

10 昭和 60 年の法の制定以来、指定半島地域においては国及び地方公共団体が半島振興計画等に基
11 づき半島振興施策を実施してきており、一定の成果をあげてきたが、令和 6 年能登半島地震では、
12 地震の揺れや津波によるインフラ等の大規模な損壊に加え、山がちな半島の先という特性から來
13 る代替ルートの少なさ、これによるライフラインの寸断・途絶などにより甚大な被害が生じ、そ
14 の後の豪雨災害も含め、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りになるとともに、対策の重要
15 性が再認識されたところである。

16 また、深刻な人口減少・高齢化等により、指定半島地域の抱える課題は、依然厳しいものであ
17 る。例えば、医療・介護では医師、介護従事者等の確保や各種施設の運営、教育では地域の特殊
18 事情を鑑みた教育の実施、交通では鉄道等の公共交通の確保等において、厳しい状況に置かれて
19 いる。また、生産機能や生活環境の整備等が低位にある集落を持つ指定半島地域においては、日
20 常生活に必要な環境の維持等が課題となっている。

21 一方、指定半島地域の交通アクセスの困難性の克服に向け、オンライン診療やドローン等情報
22 通信技術の活用、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用、観光業や農林水産業等における魅
23 力的な地域資源の開発、地域に継続的に関わりを持つ関係人口の創出・拡大等、新たな動きも生
24 じてきており、地方創生の一環として、指定半島地域において半島振興施策を着実に実施し、自
25 立的な地域社会を実現していくことが大変重要となっている。

26 このような中、第 217 回国会において半島振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 10 号。
27 以下「改正法」という。）が成立し、令和 7 年 4 月 1 日に施行された。本半島振興基本方針は、改
28 正法による改正後の法第 2 条の 2 第 1 項の規定により、新たに、主務大臣が、半島振興対策実施
29 地域の振興を図るために定めるとされたものであり、指定半島地域の振興の意義及び方向、国の
30 支援の基本的考え方、半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び半島振興に
31 関するその他の事項について定めるものである。

32 関係都道府県は、本半島振興基本方針に基づき、改正法の趣旨を踏まえた指定半島地域の振興
33 の施策を具体的に記載するものとして半島振興計画を定めるよう努めるものとする。

35 2. 指定半島地域の振興の意義及び方向

36 国、都道府県、市町村等は、以下に示す指定半島地域の振興の意義及び方向を踏まえ、半島振
37 興施策を推進していくものとする。

38 なお、改正法においては、半島振興法に基づき指定された指定半島地域以外の半島地域に対し

1 ても適用されるべきものとして、地方創生や半島防災・国土強靭化等の観点を盛り込んだ基本理
2 念や責務規定を設けており、指定半島地域以外の半島地域においても、これらの規定の適用につ
3 いて留意する必要がある。

4

5 (1) 指定半島地域の振興の意義

6 指定半島地域は、全国を上回って大幅な人口減少や高齢化が進展する中、産業基盤、生活環
7 境等に関する地域格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

8 このため、改正法の趣旨を踏まえ、地域の自立的発展等を目的として、指定半島地域の振興
9 のための措置を講じていく必要がある。

10 また、指定半島地域はその立地条件、特色ある地域資源の賦存状況等から、以下に示すよう
11 な国家的役割や国民的役割を担っている。

- 12 • 国土を保全する役割
- 13 • 自然環境及び生態系の保護及び保全を行う場としての役割
- 14 • 多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を体現する場としての役割
- 15 • 多様な文化の継承並びに歴史的遺産等の維持及び保存を行う場としての役割
- 16 • 自然、文化等との触れ合いの場及び機会の提供という「癒しの空間」としての役割
- 17 • 良質な食料を安定的に供給する場としての役割

18 指定半島地域がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、地域の自立的発展
19 等を図っていくことが重要である。

20

21 (2) 指定半島地域の振興の方向

22 ① 基本的な方向

23 指定半島地域においては、その条件不利性の克服及び地域振興等に係る施策の推進により、
24 地域の自立的発展等を図っていくことが必要である。このため、自立的発展の促進、生活の
25 向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展及び地方創生という6つの観点から、
26 指定半島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の指定半島地域の実情を考慮
27 しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

28

29 (ア) 自立的発展の促進

30 指定半島地域の自立的発展には、指定半島地域の住民及び定住を希望するUJITーン
31 者の雇用機会を確保することが重要であることから、指定半島地域の地理的及び自然的特
32 性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体に
33 よる交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

34 また、指定半島地域の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、
35 これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、指定半島地域
36 の住民の地域への愛着や誇りを醸成する。

37 指定半島地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資するため、以上のような
38 産業の振興や2.(2)(イ)で掲げる住民の生活の拠点を形成するための取組を推進す

1 る。

2

3 (イ) 地域住民の生活の向上

4 指定半島地域の住民の生活の安定のため、社会的サービスの維持を図るとともに、自然
5 環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい指定
6 半島地域の形成を目指す。

7 このほか、高齢化が進展している指定半島地域の現状を踏まえ、多様な方々が半島に住
8 み続けられるよう、医療の確保に加え、介護サービスや障害福祉サービス等の確保及び充
9 実を基軸とする高齢者等の福祉の増進を図るとともに、安心して子育てができる環境整備
10 を推進する。

11 また、指定半島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能
12 エネルギーの利用を推進する。その際、それぞれの指定半島地域の実情に応じて再生可能
13 エネルギーを効果的かつ効率的に活用する観点から、再生可能エネルギーの供給体制の整
14 備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

15 さらに、人口の減少や高齢化の進展に伴い生産機能及び生活環境の整備等が低位にある
16 指定半島地域内の集落において、住民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図る。

17

18 (ウ) 定住の促進等

19 人口減少や高齢化が進展している指定半島地域においては、地域社会の持続性確保のた
20 めにも、移住を促進し、定住につなげていく。

21 また、二地域居住（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第
22 52 号）第 2 条第 1 項第 1 号ハの特定居住をいう。以下同じ。）を行う者をはじめとする関係
23 人口のような、地域に継続的に関係を有する指定半島地域外人材は、指定半島地域を支え
24 る人材の切り札として期待されており、当該人材との連携・協力を促進する取組が重要で
25 ある。このような指定半島地域外の人材は、住民と協働することにより地域の発展につな
26 がるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待される。

27 さらに、国民の指定半島地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、指定半島地
28 域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、指定半島地域と指定半島地域外又
29 は指定半島地域同士の交流及び連携を推進する。

30

31 (エ) 半島防災

32 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない指定半島地域においては、令和 6 年能登半島地震
33 により、いざ災害が発生すると集落の孤立やライフライン寸断の長期化につながることが
34 明らかとなった。これを踏まえ、改正法では、第 1 条の目的規定に半島防災の推進を追加
35 するとともに、新設した第 1 条の 2 の基本理念の第 3 号で半島防災のための施策が国土強
36 鞣化の理念を踏まえ着実に実施されることを旨とすることと規定し、第 1 条の 3 の国及び
37 都道府県の責務の規定で、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の
38 責務を有することとされた。このことを踏まえると、指定半島地域におけるその地理的特

性を踏まえた防災、すなわち「半島防災」の推進は極めて重要である。

そのため、指定半島地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における指定半島地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靭化の理念を踏まえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進する。

(才) 国土の均衡ある発展

指定半島地域においては、様々な条件不利性を抱えながらも、我が国及び国民にとって重要な役割等を担っており、その地域の特性を活かした発展を目指すことにより、国土利用の過度の地域的偏在に起因する課題を解消しながら我が国の発展を図り、国土の均衡ある発展に資するものとする。

(カ) 地方創生

改正法では、第1条の目的規定に地方創生に資することを追加するとともに、新設した第1条の2の基本理念の第1号で地方創生の一環として個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会が実現されることを旨とすることと規定し、第1条の3の国及び都道府県の責務の規定で、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされた。これは、指定半島地域の振興の取組が、地域の活力ある社会経済の創出及びその再生、すなわち地方創生に資するものであり、昨今の地方創生の流れを受け、改正法においてその旨が明示されたものである。

のことにより、指定半島地域の振興により個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用するものとする。

②指定半島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

指定半島地域が創意工夫を生かし自立的発展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、指定半島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の付加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、指定半島地域の住民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、半島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、指定半島地域の住民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては指定半島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう指定半島地域の住民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の構築・確保に努めることが重要である。

③多様な主体による地域づくり

1 指定半島地域では人口減少や高齢化をはじめとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、
2 福祉、地域交通等の社会的サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては
3 従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく、多様な民間主
4 体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取
5 組を推進する。その際、地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進する
6 ことも重要である。

7 さらに、指定半島地域の住民が減少傾向にある中、指定半島地域と継続的な関係を有する
8 関係人口は、地域づくりにおいては重要な役割を担うことが期待される。

9 多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主
10 体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、こ
11 れらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

13 ④圏域の考慮

14 指定半島地域は、2以上の市町村の区域からなり一定の社会的経済的規模を有する地域で
15 あることから、指定半島地域を一帯の圏域としてとらえた広域的かつ総合的に施策を推進す
16 る。

17 指定半島地域の置かれた状況は地域によって様々であり、また、その広域性から、地域内
18 の各市町村における課題も様々となっている。

19 指定半島地域全体の振興のためには、個々の市町村の取組だけでなく、地域全体として魅
20 力向上や課題解決に当たる必要があり、その際には周辺地域との確に連携しながら外部の活
21 力を呼び込んでいくことが必要となる。このことに鑑み、必要に応じ指定半島地域とその周
22 辺地域との機能分担、連携等の関連付けを行う必要がある。

24 (3) 国及び都道府県の責務

25 ①国の責務

26 改正法で新設した基本理念の規定では、半島振興施策は、指定半島地域の国家的国民的役
27 割が十分に發揮されるよう、以下の観点から行わなければならないものとしている。

- 28 • 地域の課題（弱み）の改善により住民の生活の向上を図るとともに、地方創生の一環とし
て、自立的な地域社会を実現することを目指す
- 30 • 指定半島地域の役割・特性を強みと捉え、その魅力の増進を目指す
- 31 • 半島防災のための施策について、国土強靭化の理念を踏まえて着実に施策を実施すること
を目指す

33 国は、この基本理念に則した所要の施策について責任を持って推進する。

35 ②都道府県の責務

36 都道府県は、基本理念に即して、その区域の自然的・社会的諸条件に応じた半島の振興のた
37 めに必要な施策を策定し実施するよう努める。

38 また、都道府県は、指定半島地域の振興上の共通課題への対応や指定半島地域の主体的な

1 取組の促進のため、市町村相互間における広域的な連携の確保や、指定半島地域の振興のために必要な情報提供等の援助を行うよう努める。

3 . 国の支援の基本的考え方

半島振興施策に関し、国の責務を踏まえた支援の基本的考え方は、以下のとおりである。

(1) 国による財政支援、情報提供等

国は、指定半島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する立場から、指定半島地域の自立的発展に留意しつつ、予算面、税制面、金融面等において指定半島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努める。また、半島振興計画に基づく事業に対して当該事業に充てるために起こす地方債について法令の範囲内等において配慮するものとする。

加えて、国は、指定半島地域の振興上の共通課題への対応や指定半島地域の主体的な取組の促進のため、指定半島地域の活性化等に係る先進事例や国による各種支援措置等について地方公共団体や指定半島地域への情報提供の徹底に努めるものとする。

(2) 産業振興促進計画

産業振興促進計画は、指定半島地城市町村の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するため、産業の振興を促進する区域、振興すべき業種、当該業種の振興を促進するために行う事業の内容、実施主体に関する事項及び計画期間を記載した計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

産業振興促進計画を作成する場合には、このほか、「名称」、「目標」、「目標の達成状況に係る評価に関する事項」、「計画区域における産業の振興を促進する上での課題」、「関係都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項」を記載するよう努めるものとする。目標は、例えば設備投資件数、設備投資額、雇用創出人数等、定量的なものを可能な限り策定するとともに、その評価は、計画期間の終了を待たず期中においても行い、その結果を産業振興の取組に隨時反映することが望ましい。

主務大臣は、産業振興促進計画が認定された市町村に対し、当該計画の実施に必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

なお、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等において、認定産業振興促進計画に基づく事業に関する各種の開発の許可、届出等の手続については、可能な限り運用面で配慮していくこととする。

4 . 法第 4 条に規定する半島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

都道府県が半島振興計画を作成するに当たっての指針となる基本的事項は、(1)～(15) のとおりである。あわせて半島振興計画を策定する際には、以下の点について留意する。

・改正法では半島振興計画に掲げる事項を規定する第 4 条第 1 項が大幅に改正され、基本の方針、目標、計画期間、達成状況の評価といった全体に係る号や個別の分野においても介護サービス及び障害福祉サービス等の確保、自然環境の保全及び再生、再生可能エネルギーの利用の推進、移

1 住、定住及び二地域居住の促進並びに人材の育成、その他振興に必要な事項の号が新設されると
2 ともに、既存の号についても拡充されていることを適切に踏まえた内容とするものとし、また、
3 状況の変化等に応じ適宜変更するものとする。

4 ・国土形成計画、国土利用計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海
5 道総合開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画並びに国土強靭化基本計画、水
6 循環基本計画と調和したものとする。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 41 条
7 の規定により、防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と
8 矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

9 ・半島振興計画を作成するに当たっては、市町村相互間の広域的な連携の確保、市町村に対する
10 指定半島地域の振興のために必要な情報提供等の援助についても必要に応じて記載するよう努め
11 る。

12 ・半島振興計画に基づく各種の基盤整備については、自然環境等への配慮とともに、既存の社会
13 資本ストックや公共施設の老朽化の懸念を踏まえ、ニーズに対応した既存ストックの有効活用、
14 施設の長寿命化・集約化の方向性、人口減少・高齢化の進展など、近年の社会経済の動向を踏ま
15 えた計画とすることも必要である。

16
17 （1）基幹的な道路、港湾、空港等の人の往来及び物資の流通に資する交通施設並びに通信施
18 設の整備その他の指定半島地域と国内の地域との間及び指定半島地域内の交通通信の確保に関
19 する基本的な事項

20
21 ①交通施設の整備

22 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の条件不利性を抱える指定半島地域においては、
23 道路をはじめとする交通の確保は日常の生活のほか、産業振興、指定半島地域外の住民との
24 交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在である。

25 令和 6 年能登半島地震等の状況を踏まえると、半島循環道路等の整備、基幹的な市町村道
26 等の整備、港湾や小型航空機飛行場等の整備、地域公共交通の活性化及び再生それに係
27 る取組に加え、地域の実情に応じて陸海空様々な手段を駆使した交通の確保をいかに図って
28 いくかという広域的かつ総合的な視点が重要である。

29 特に道路については、災害に対して脆弱な条件のもとで安全・安心な国土利用を図る観点
30 から、高規格道路の未整備区間の解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、ダブルネットワーク化
31 などを含めた災害に強い道路ネットワークの構築が重要である。港湾についても、防災拠点
32 化等を進めることが重要である。

33 また、幹線交通網から離れて海に突き出した行き止まりである指定半島地域では陸路での
34 移動が困難であるところ、人口減少・高齢化の進展により鉄道やバス等の維持も難しくなっ
35 てきている。

36 車の運転免許を持たない高齢者や学生等地域住民の足として重要な役割を担うこれらの地
37 域公共交通の確保に向け、地域の多様な関係者の連携・協働により「交通空白」の解消等を
38 推進することは、指定半島地域にとって極めて重要である。なお、ここでいう地域公共交通

1 には、鉄道、バス、タクシー、乗合タクシーのほか、公共ライドシェアや日本版ライドシェ
2 ア等も含まれる。

3 物資の輸送についても、消費地から離れた指定半島地域は他の地域と比べ、費用が多くか
4 かると指摘されており、離島と異なり一方が他地域と陸続きである等による半島と離島の条件
5 不利性の違いを踏まえつつ、4.（2）①に示す流通体系の確立に係る取組とともに、交通
6 体系の整備を推進することが重要となる。各指定半島地域において、真に必要な交通のあり
7 方を議論し、実践に移していくことが求められる。

8

9 ②通信施設の整備等

10 指定半島地域における高度情報通信ネットワーク等情報通信基盤の整備は、指定半島地域
11 が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用の手段としても極めて有効な手段である。
12 近年急速に進められてきた超高速ブロードバンド基盤の整備の結果、他の地域との格差は縮
13 小してきているが、引き続き、格差を解消するための整備を進めていくとともに、整備が進
14 まない指定半島地域において、現状を把握し、必要な対応を行うことが重要である。

15 また、改正法で災害情報の収集や提供の円滑化が記載されたことも踏まえ、自治体において人工衛星を利用した通信設備を含む様々な通信設備の活用体制を整備することも有用と考えられる。

16 さらに、こうした情報通信技術の活用を通じたデジタル化は、指定半島地域が抱える様々な課題の解決に不可欠なものである。デジタル技術の活用により、地方の社会課題の解決等に係る各種の取組と歩調を合わせつつ、テレワークや遠隔医療、遠隔教育、ドローンによる生活物資輸送等の先端的な情報通信技術の活用に向けた支援を行うことが重要である。

22

23 （2）農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する基本的な事項

26

①農林水産業の振興及びその競争力の強化

27 指定半島地域は、古くから農林水産業が基幹産業として発展し、現在も全国トップレベル
28 の農林水産物の産地として全国に食料を供給する拠点として重要な役割を果たしているが、
29 平地に恵まれない等の理由から生産コスト等が高いことや、高齢化の進展による就業者数の
30 減少等の問題もあり、厳しい状況にある。

31 このような中で、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るために、豊かな地域資源を持続的に利用すること、平地に恵まれない等の不利な条件を克服すること等が必要である。このため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが重要である。

35 また、消費地が遠い指定半島地域は農林水産物の輸送コストが高いことから、地域における体質強化を図ることが必要である。

37 このため、4.（1）①に示す交通施設の整備に係る取組に加え、民間の力を活用し、流通の合理化及び生産性向上に資する施設の整備や共同出荷等の取組を通じ、それぞれの指定半

島地域の実情にあった流通体系を広域的な視点から確立し、輸送の効率化と販路の拡大を図ることが重要である。さらに、地産地消の推進等による地場産農林水産物の利用の拡大を図ることや、地域特性を生かした新規作物の導入、地域特産物のブランド化や高付加価値化、地域の農林水産物の魅力の発信等を通じて市場の確保及び開拓することにより、地域の競争力向上を図ることも重要である。販路開拓に当たっては、必ずしも近隣地域にこだわるのではなく、海外も含め、特産品が適正に評価される販売先を検討することが必要である。

指定半島地域の農山漁村においては、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されており、これを維持・促進する観点から、農業生産条件の不利の補正及び耕作放棄地の発生防止を図るとともに、鳥獣被害の防止、森林の保全、漁業の再生等の取組、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場、干潟等の保全活動等を推進することが重要である。

三方を海に囲まれた指定半島地域は、漁業活動の重要な拠点となっており、当該地域における水産業の重要性に鑑み、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、指定半島地域周辺海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図る必要がある。

こうした取組により、漁場の生産力向上に努め、指定半島地域の漁業を適切に振興していくことが重要である。

漁業をはじめとする水産業が基幹産業である漁村の振興に当たっては、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の取組を推進することにより、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが求められる。

指定半島地域の多くは森林が占めており、その多くは利用期を迎えており、こうした森林資源を循環的に活用しながら、指定半島地域の社会経済の発展を図っていくことが重要である。また、森林は、清浄で栄養に富んだ水を周辺海域に供給し、水産動植物の生育環境に好影響を及ぼすとともに、山と海が織りなす特徴的な景観は、観光資源としても魅力のあるものである。

こうした指定半島地域の豊かな森林について適切に保全を図っていくため、林道等の基盤整備、間伐や伐採後の再造林を推進する必要がある。また、森林空間を利用して総合的に活用するなど「森業」の取組を推進し、指定半島地域に人を呼び込み、賑わいを取り戻していくことも期待されている。

加えて、農林水産業と観光業の一体的な振興を図る観点から、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺、森林や里地、棚田等を活用した農山漁村における滞在交流型観光の推進を図ることも重要である。

国は、農林水産業の振興のための各種の助成措置を設けており、各指定半島地域では、明確なビジョンとの的確な見通しに基づき、これらの措置も活用し、地域の特性を生かした消費者ニーズに即した農林水産業を展開することが重要である。

取組の実施に当たっては、地域の特性に応じて、国の規制の特例措置を活用した事業を実施する構造改革特区等の制度を活用することにより、地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現することも求められる。

1
2 ②地域資源等の活用による産業振興等

3 我が国は豊かな自然に恵まれており、全国トップレベルの農林水産物の産地としてだけではなく、世界遺産、ジオパーク等の独特的な地域資源を有している。また、伝統的工芸品等の特色ある產品も多数存在しており、我が国が持つ多様な文化の一端を担っている。

6 地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源の活用による産業振興を推進することが重要であり、例えば、6次産業化や農商工連携など、地域の多様な事業者が、指定半島地域の豊富な地域資源を活用して付加価値を高める取組を推進し、地域内における所得の向上と雇用の創出を図りつつ、市場を捉えた指定半島地域の産業の活性化を図ることが有効である。

11 加えて、伝統的工芸品に係る産業の振興を図るためにには、各地域の実情・特性に応じた需要開拓、新商品開発、人材育成・確保等が重要である。

13 さらに、指定半島地域の特性に即した産業の振興を図るためにには、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、情報通信技術等の先端的な技術の導入を推進することで競争力を強化するとともに、指定半島地域内の産業振興に必要な原材料等を地域で調達することにより指定半島地域内の経済循環を図ることも有効である。

19 ③観光の開発に関する基本的な事項

20 指定半島地域は、豊かな地域資源を有している中、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るためにには、観光客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

25 特に、地域の特性を生かした世界遺産、ジオパーク等の観光資源の活用や、地域の自然観光資源の保護に配慮しながら自然に関する理解を深めるエコツーリズム、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊、クルーズ船受入による地方誘客を推進するなど、指定半島地域の特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地その他の魅力ある観光地の形成を図ることで、訪日外国人旅行者をはじめ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進することが必要である。

31 この際、指定半島地域及び同地域周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくためには、地域の自主的なルール作り等の取組により、これらの地域資源を保全していく必要がある。

34 さらに、継続的な観光地域づくりを実施するため、地域が目指すべき方向性を企画立案し、関係者との認識共有、合意形成等を行う人材を育成するなど、地域における継続的・自立的な活動体制を確立することが重要である。

37 なお、指定半島地域を訪れる観光客が安心して観光できるよう、急病時等における医療体制や天候、交通等の情報提供体制を整備するとともに、防災対策を講ずることが望ましい。

1
2 (3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

3 指定半島地域において人々が住み続けその営みを続けていくためには、指定半島地域の住民
4 及び移住希望者の働く場を確保する必要があり、また、高齢者も含めた指定半島地域の住民及
5 び移住希望者に対し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業能力の開発等を通じ、
6 就業促進を図ることが重要である。

7 また、情報通信技術の進展を背景として、場所に制約されない働き方が普及してきている中、
8 美しい自然、文化的な豊潤さ、住民とのふれあい、魅力的な子育て環境を持つ半島に対して、
9 移住ニーズが高まってきている。こうした流れを踏まえ、リモートオフィスやコワーキングス
10 ペースの整備等を通じて、移住や定住、二地域居住を促すことが重要である。例えば、技術や
11 専門知識、人的ネットワーク等を持つ技術者や起業家等に移住、定住等を促すことで、これら
12 の者が持つ能力を十分に発揮し、指定半島地域の持つ魅力的な地域資源等を活用することは、
13 今までと違った新たな産業や雇用を生み出していく契機となる。なお、指定半島地域の住民が
14 新たに生み出された雇用の受け皿となるためには、情報リテラシーの醸成等を進めることも重
15 要である。

16 新たに移住、定住等をした人材は、地域活動への参加や人的ネットワークの構築等を通じて、
17 経済活動や地域活動の担い手としての役割も期待される。昨今の事例においても、それぞれの
18 ライフスタイルに合わせながら、農林水産業と飲食業、移住者支援とゲストハウスの運営等、
19 複数の仕事を行う「複業」を選択する者も出てきている。

20
21 (4) 水資源の開発及び利用に関する基本的な事項

22 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない指定半島地域においては、その地理的特性から多くの
23 地域で水資源が乏しい状況にあり、令和6年能登半島地震により、災害時の水資源確保の課題
24 も明らかとなったところである。

25 改正法で水循環基本計画との調和規定が設けられたことも踏まえ、地域の実情に応じて水資
26 源の開発及び活用を図っていくため、指定半島地域における水需要の長期的な見通し、渴水の
27 発生状況、水関連施設の老朽化への対応、既存の各種用水系統の有効な利用、水道事業の広域
28 化等に配慮しつつ、生活環境や資源としての水の価値及び特性を踏まえ、地域の立地条件に応
29 じた水資源の開発及び利用のあり方、水資源の供給能力を確保・維持するための水源確保・開
30 発、水資源の有効利用について検討することが必要である。検討に当たっては、災害時におけ
31 る水資源確保も見据え、井戸水、地下水等の活用も含めて検討することが求められる。

32
33 (5) 生活環境の整備に関する基本的な事項

34 生活環境に関する地域格差を是正し、指定半島地域における移住、定住等の促進を図るため
35 には、地域内における住宅の確保が不可欠であり、例えば、U J I ターン者の住宅として空家
36 を活用することなどが有効である。また、地方公共団体等が運営する空家バンクへの登録を進
37 めること等により需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出を図り、空家の有効活用を促進
38 することが重要である。活用可能な空家等の既存施設が少ない地域においては、新たな移住者

1 用住宅を整備することも必要である。

2 指定半島地域の住民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするために
3 は、水の確保や污水処理に関する取組の推進が重要である。また、廃棄物処理については、集
4 落の状況によっては処理が追いつかない場合も考えられることから、3 R（廃棄物の発生抑制、
5 再使用及び再生利用）や地域のバイオマス資源の有効活用などの取組を推進することが重要で
6 ある。生活環境の整備の取組を実施するに当たっては、持続可能な地域社会の維持及び形成の
7 促進に資する観点から、以上の取組も含め、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点の
8 形成を図るための施策の充実に配慮するものとする。

9

10 （6）医療の確保等に関する基本的な事項

11 人口減少や高齢化が進行している指定半島地域において、住民が健康で安心な暮らしを送る
12 ためには、医療を受けられる機会を確保することが必要不可欠である。

13 三方を海に囲まれているため陸路でのアクセスが不便な指定半島地域の特性を踏まえると、
14 ドクターへリのほか関係機関と連携し、安全確保を前提とした上での夜間の患者搬送への対応
15 など地域の救急医療体制の充実、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、オンライン
16 診療をはじめとした遠隔医療の導入等を推進することが必要である。

17 具体的には、無医地区において、指定半島地域の住民や指定半島地域を訪れる観光客等が安
18 心して生活又は滞在ができるよう、診療所の設置、定期的な巡回診療、オンライン診療をはじ
19 めとした遠隔医療の実施、医療機関の協力体制（救急医療体制を含む。）の整備等による医療の
20 充実に向け、国や地方公共団体は、問題の所在を丁寧に把握・分析しながら、着実に制度に反
21 映させていくことが必要である。

22 また、無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合についても、必要な
23 医師等の確保、定期的な巡回診療等により医療の充実が図られるよう、適切な配慮をすること
24 が重要である。

25

26 （7）介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等に関する基本的な事項

27 高齢化が進展している指定半島地域では、高齢者が地域社会の一員として安心して自立した
28 生活を送ることができるよう介護サービスの確保及び充実を図ることが重要である。

29 このため、例えば、通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスの利用
30 者ニーズに応じた適切な提供、介護サービスに関する知識や技術の習得の促進等を通じた指定
31 半島地域内人材や外国人介護人材の活用等による従事者の確保、介護ロボット等のテクノロジ
32 ーの導入、介護施設の整備及びサービスの内容の充実等を図ることが必要である。また、障害
33 者や障害児の日常生活や社会生活等を総合的に支援するため、障害者や障害児への障害福祉サ
34 ービス等の適切な提供、従事者の確保や事業所等の整備、当該障害福祉サービス等の内容の充
35 実等を図ることが必要である。

36

37 （8）高齢者及び児童の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

38 高齢化が進展している指定半島地域において、医療需要に加え、介護需要も高まってきてい

1 る中、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう
2 支援することが重要である。また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境
3 整備も推進していく必要がある。これらの指定半島地域における福祉の増進を図る上で、例え
4 ば、老人福祉施設や児童福祉施設として空家を活用することが有効である。

5

6

7 (9) 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

8 ①教育の振興

9 急速に人口減少や高齢化が進展している指定半島地域においては、将来社会を見据えた教
10 育のあり方が問われており、地域振興を担う人材の育成・確保のための教育の充実は重要な
11 課題である。

12 このためには、指定半島地域において、ニーズに応じた多様な教科・科目の開設、遠隔教
13 育等情報通信技術を活用した指定半島地域外の人材との多様な交流・教育活動等、学校教育
14 や社会教育の充実を図るとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の機会を増やすことが
15 重要である。

16 また、多様な国民のニーズに対応するという観点から、自然環境や伝統文化に恵まれた指
17 定半島地域の地域資源を活用した、都会ではできない魅力的な体験を子どもたちに提供する
18 教育、いわゆる半島留学等、個性ある学習の場を提供していくことが重要である。

19

20 ②文化の振興

21 指定半島地域は、三方を海に面しているという地理的特性から、海を通じた物流・人流の
22 抛点として発展してきた歴史的背景があり、こうした特性から、古くから個性豊かな暮らしが
23 営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えていたりする地域が多く存在している。

24 このことを踏まえ、指定半島地域においては、多様な文化的所産や地域の風土等によって
25 形作られた景観地の保存・活用に取り組むとともに、担い手の育成に努め、国民がこうした
26 固有の文化に接する機会を提供するよう努める必要がある。

27

28 (10) 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

29 指定半島地域は、ジオパーク等の世界的にも高く評価されている独特な地域資源を有しており、
30 豊かな自然に育まれたこれらの地域資源は指定半島地域の振興にとって極めて重要である。

31 このため、指定半島地域における自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズム等の自然環境に配慮した適切な利用を図ることが必要である。

32 半島振興施策の実施に当たっては、その自然景観を損なわないよう、人と自然の共生、自然
33 環境との調和等に十分に努めるものとする。

34 海岸漂着物の処理等は、高齢化や人口減少が進展している中で地域の負担となってしまっており、多
35 様な主体の連携を図りつつ、対策を講じていくことが重要である。

36

37

38 (11) 再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項

1 再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さいこと、国内で調達可能であること、
2 地域経済の発展に寄与することなど様々な長所を有しているが、半島は、三方を海に囲まれ、
3 日照条件や風況が良いところや、森林資源に恵まれているところが多いなど、再生可能エネル
4 ギーの導入に適している。

5 一方、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念もあることから、取組に当たっては、改正法第14条の3において自然環境の保
6 全及び再生に自然景観の保全を含むことが明記されたことに加え、地域に存在する資源の活用
7 が地元の利益として還元されるような形を目指すためにも、再生可能エネルギーが長期にわたり
8 安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正
9 な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

10 これらを踏まえた上で、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用
11 の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備その他再生可能エネルギーの利用を推進
12 するための取組の充実を図り、災害時のレジリエンス強化にもつながる環境負荷の小さい地域
13 づくりを推進することが重要である。

14 (12) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

15 一部の指定半島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交
16 流を図ってきており、指定半島地域の活性化又は指定半島地域における定住に結びついた事例
17 が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、滞在交流型観光
18 や長期滞在型の交流等の取組を通じ、交流人口及び関係人口の増大を図るとともに、指定半島
19 地域と指定半島地域外、指定半島地域同士も含めた地域間及び大学、NPO等の連携により、
20 互いにメリットのある持続性の高い交流を促進する必要がある。

21 その際には、指定半島地域の住民と他地域の人々との相互理解を進めるとともに、地域に対する理解と関心を深めてもらえるような取組を促進していくことが重要である。加えて、指定
22 半島地域と他の指定半島地域との人材交流やネットワークを構築する取組も重要である。

23 (13) 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び 24 協力に関する基本的な事項

25 人口減少や高齢化が進展している指定半島地域において、持続可能な地域社会を構築し、引き継ぎ、食料の安定供給等の重要な役割を果たしていくためには、特に若年層等の移住を促進
26 し、定住につなげていくことが重要である。

27 また、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加を図ることにより、
28 指定半島地域への人の流れを創出・拡大することも有効であり、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識した上でより具体的な戦略を立てつつ、地域の多様な主体が一体となって、一貫した受入及び支援を行う必要がある。

29 交流活動の拠点とするため、宿泊滞在施設や学習の場として、例えば、空家や廃校舎の利活
30 用を図ることが有効と考えられる。

31 加えて、地域の振興に寄与する人材を確保及び育成することにより、産業の振興及び交流の

1 促進等に努めていくことが必要である。

2 具体的には、特産品の開発等の場合、指定半島地域外での経験を有している者の知見や視点
3 が有効であることから、指定半島地域出身者等の外部人材の活用に努めることが重要である。
4 この際、組織的な支援が必要となる場合には大学等を活用することも有効である。

5 また、人材の確保及び育成のための条件整備も必要であり、例えば、担い手となる人材を受け入れるための一時的な滞在施設として空家を活用することが有効である。

6 このほか、都道府県及び市町村における関係職員が指定半島地域の振興に資する取組へ積極
7 的に関与することも重要である。

8
9
10 (14) 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の
11 災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備及び防災体制の強化その他の半島防災のた
12 めの施策に関する基本的な事項

13 一般に傾斜地が多いなど地形が複雑であり、主要道路の代替性が低い等の特徴がある半島は、
14 災害により孤立集落が発生しやすく、地域経済の円滑な運営に支障が生じやすいと考えられる。
15 これを防止するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土
16 強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく国土強靭化基本計画を踏まえ、事前防災、減
17 災等を含む所要の対策を進める必要がある。これらの施策については、同法に基づく国土強靭
18 化地域計画にも位置付け、同計画と半島振興計画の整合を図ることが重要である。また、施策
19 の進捗度を定量的に把握するため、半島振興計画において KPI（重要業績指標）を設定する
20 ことが重要である。

21 取組に当たっては、ハード面だけでなく、ソフトとハードの両面から、十分な備えについて
22 検討し、半島防災のための施策の推進とその実効性の確保に努めることが重要である。

23 具体的には、まずハード対策として、被害の未然防止、避難の円滑化等に資する交通施設、
24 供給施設及び処理施設、国土保全施設等の整備等を図るとともに、災害発生時において、指定
25 半島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政
26 無線設備、通信設備等の整備を図ることが必要である。

27 なお、改正法では、令和 6 年能登半島地震において防災上の必要性が改めて明らかになった
28 施設を中心に、道路、港湾等の交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設との文言が
29 追加されたが、災害時に活用が期待される井戸、地下水等についてもこれに含まれる。

30 また、津波・高潮等のハザードマップの整備や防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の
31 救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等のソフト対策にも取り組む必
32 要がある。加えて、これらの災害等に対しては、指定半島地域外への緊急避難、令和 6 年能登
33 半島地震を踏まえた道路法（昭和 27 年法律第 180 号）や港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の
34 改正による発災時における道路啓開や港湾の施設利用についての事前の取決め等も含めて、地
35 域防災計画等との整合を図りつつ、体制整備等の安全対策を講じておくことが必要である。

36 特に令和 6 年能登半島地震の状況を踏まえると、自立・分散型の地域づくりは非常に重要で
37 あり、防災道の駅などを活用しつつ、再生可能エネルギーを活用した非常用電源、人工衛星を
38 利用した通信設備等を備えた拠点を整備するとともに、平時から災害時を見据えた体制を整備

1 しておくことが重要である。とりわけ、地域の防災力の向上を図るためにには、その中核となる
2 消防団等の充実強化が必要であると考えられる。

3 三方を海に囲まれている半島の地理的状況を踏まえると、復旧及び復興の局面では、陸路だ
4 けでなく、海路や空路、すなわち港湾・漁港や空港も非常に重要である。

5 洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、高潮及び侵食等による被害から指定半島地域を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための
6 海岸保全対策を推進する。

7

8 (15) 前各号に掲げるもののほか、指定半島地域の振興に関する基本的な事項

9 ①感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

10 指定半島地域においては、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発
11 生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係
12 るサービスの享受ができるようにすることが重要である。

13 ②生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

14 人口の著しい減少等によって、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の
15 整備等が特に低位にある集落は、医療や介護、買い物、交通等といった日々の生活に必要な
16 機能を維持するのが厳しい状況にある。

17 市町村においては、このような集落の住民が日常生活を営むために、公の施設（公民館、
18 図書館等）、郵便局等を活用して必要な環境の維持等を図ることが重要である。国及び都道府
19 県においては、当該市町村からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う者の派遣等の
20 援助を行う必要がある。

21 取組に当たっては、地方創生に関する課題を抱える中小規模の市町村に寄り添った伴走支
22 援を実施する「地方創生伴走支援制度」や、条件不利地域を有する市町村の地域課題解決を
23 支援する「地方応援隊」等の活用が有効である。

24 5. その他の事項

25 (1) 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

26 都道府県は、半島振興計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価等を行うため、半島振
27 興計画のフォローアップを定期的に行うことが望ましい。また、国は、それらの結果を集約し、
28 新たな課題等について把握した内容を都道府県にフィードバックすることで指定半島地域にお
29 ける半島振興施策の適切な実施を支援する。

30 国は、改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後の法の施行の状況
31 について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行う。

32 (2) 協議会

33 指定半島地域が自立的発展を遂げていくには担い手の確保が重要であり、地方公共団体だけ
34 でなく民間の参画も含めた多様な主体が連携し、官民連携で半島振興施策の推進が図られるこ

1 とが望ましい。

2 そのために、改正法第15条の7で新設された、都道府県、市町村、半島振興に取り組む団体
3 等が半島振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会の仕組等を活用し、主体的に半島振
4 興施策を推進することが重要である。